附属機関等の概要

別記様式２　　（令和８年４月１日現在）

担当部課名	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課	内線	6-850-3815

附属機関等の名称	十勝圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会		
「附属機関」、「懇談会」の別		附属期間	
設置年月日	平成22年4月1日		
設置根拠	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例		
設置目的	＜目的＞ 障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資すること ＜所掌事項、議題等＞ （１）障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること （２）差別や虐待及び権利擁護に関すること （３）その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１８条第１項に規定する情報の交換及び協議を行う。		
委員構成	１ 委員(構成員)数　７名　【定 数：10 名】 （うち女性委員）　４名 （うち公募委員）　３名　【公募枠：３名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況		
会議の公開状況	一部非公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） 審議案件の中で虐待や差別に関する障がい当事者からの申し立て等に基づくものがあり、特定の個人情報が含まれるものは非公開とする。		

名称	委員数（うち女性委員）
なし	